

(写)

栃賃審発第9号

令和5年10月23日

栃木労働局長
奥 村 英 輝 殿

栃木地方最低賃金審議会
会長 杉田明子

栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年8月23日付け栃労発基0823第3号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達した
ので答申する。

別紙

栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

栃木県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業(建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(縫製機械製造業を除く。)及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない穴あけ、かしめ、曲げ又は電線の切り・被覆のはく離・組線・結束・組付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃額

1時間 1,007円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和5年12月31日